

議員提出議案第29号

生活保護制度における医療費の一部負担を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月12日

大阪市会議長 角谷庄一様

提出者

黒田 當士	川嶋 広稔	北野 妙子	太田 晶也
荒木 肇	多賀谷 俊史	山本 長助	新田 孝
高野 伸生	木下 吉信	足高 將司	荒木 幹男
床田 正勝	加藤 仁子	有本 純子	福島 真治彦
森山 よしひさ	永井 啓介	福田 武洋	前田 和彦

(別紙)

平成30年12月 日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 } 各あて
厚生労働大臣

大阪市会議長 角谷庄一

生活保護制度における医療費の一部負担を求める意見書

生活保護については、平成20年のリーマンショック以降、全国的に保護受給者が急増したものの、大阪市としては、就労自立支援や不正受給対策などの生活保護適正化に積極的に取り組んだこともあり、平成25年10月以降は減少傾向となり、平成30年9月の大阪市の生活保護受給世帯数は114,200世帯となっている。

大阪市の世帯数は減少傾向にあるものの、生活保護の平成30年度の予算額については約2,823億円、そのうち医療扶助費が約1,308億円と全体の46%を占めている状況であり、また、医療費に関しては、医療機関等での医療費の一部自己負担がないことから、総医療費に関する意識が乏しくなり「頻回受診」や「重複処方」などの課題も生じており、医療扶助の適正化は喫緊の課題となっている。

昭和25年の生活保護法創設以降、大きな法改正が平成25年と平成30年にあったが、医療費の一部自己負担の導入までは至っていない状況である。そのようなことから、国においては生活保護の医療扶助について、更なる適正化を図るよう以下の項目について強く要望する。

記

1. 医療機関受診の際には、医療費の一部自己負担を求めること。
2. 後発医薬品の使用促進を図るよう、さらなる対応を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。